

○インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件（平成五年郵政省告示第三百一号）の一部を改正する件新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | |
|---|---|---------------|---|---|--|--------------|---------------|---|---|
| <p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第五項の規定に基づき、インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を次のように定める。</p> <p>平成四年郵政省告示第六十号（インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件）は、廃止する。</p> <p>1 インマルサットC型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</p> <table border="1" data-bbox="518 219 865 1108"> <thead> <tr> <th>送る電波の型式及び周波数</th> <th>受ける電波の型式及び周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 626. 500MHz から 1, 646. 500MHz までの周波数帯において総合通信局長（沖繩総合通信事務所を含む。以下同じ。）が指示する周波数</td> <td> <p>1 G 1 B電波 1, 537. 100MHz、1, 537. 700MHz 及び 1, 541. 450 MHz</p> <p>2 1に掲げるもののほか、G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 537. 000MHz から 1, 544. 200MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> | 送る電波の型式及び周波数 | 受ける電波の型式及び周波数 | G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 626. 500MHz から 1, 646. 500MHz までの周波数帯において総合通信局長（沖繩総合通信事務所を含む。以下同じ。）が指示する周波数 | <p>1 G 1 B電波 1, 537. 100MHz、1, 537. 700MHz 及び 1, 541. 450 MHz</p> <p>2 1に掲げるもののほか、G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 537. 000MHz から 1, 544. 200MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</p> | <p>(同上)</p> <p>1 インマルサットC型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</p> <table border="1" data-bbox="518 1164 865 2054"> <thead> <tr> <th>送る電波の型式及び周波数</th> <th>受ける電波の型式及び周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 626. 500MHz から 1, 646. 500MHz までの周波数帯において総合通信局長（沖繩総合通信事務所を含む。以下同じ。）が指示する周波数</td> <td> <p>1 G 1 B電波 1, 537. 100MHz、1, 537. 700MHz 及び 1, 541. 450 MHz</p> <p>2 1に掲げるもののほか、G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 530. 000MHz から 1, 545. 000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> | 送る電波の型式及び周波数 | 受ける電波の型式及び周波数 | G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 626. 500MHz から 1, 646. 500MHz までの周波数帯において総合通信局長（沖繩総合通信事務所を含む。以下同じ。）が指示する周波数 | <p>1 G 1 B電波 1, 537. 100MHz、1, 537. 700MHz 及び 1, 541. 450 MHz</p> <p>2 1に掲げるもののほか、G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 530. 000MHz から 1, 545. 000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</p> |
| 送る電波の型式及び周波数 | 受ける電波の型式及び周波数 | | | | | | | | |
| G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 626. 500MHz から 1, 646. 500MHz までの周波数帯において総合通信局長（沖繩総合通信事務所を含む。以下同じ。）が指示する周波数 | <p>1 G 1 B電波 1, 537. 100MHz、1, 537. 700MHz 及び 1, 541. 450 MHz</p> <p>2 1に掲げるもののほか、G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 537. 000MHz から 1, 544. 200MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</p> | | | | | | | | |
| 送る電波の型式及び周波数 | 受ける電波の型式及び周波数 | | | | | | | | |
| G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 626. 500MHz から 1, 646. 500MHz までの周波数帯において総合通信局長（沖繩総合通信事務所を含む。以下同じ。）が指示する周波数 | <p>1 G 1 B電波 1, 537. 100MHz、1, 537. 700MHz 及び 1, 541. 450 MHz</p> <p>2 1に掲げるもののほか、G 1 D電波及びG 1 B電波 1, 530. 000MHz から 1, 545. 000MHz までの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数</p> | | | | | | | | |

○インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件（平成十七年総務省告示第千二百二十七号）の一部を改正する件新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十条の四第一項第五号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四項、第六項第四号及び第七項並びに別表第一号注33の規定に基づき、インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。</p> <p>なお、平成二年郵政省告示第五百六十六号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件）は平成十七年十一月三十日限り廃止する。</p> <p>第一 インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備</p> <p>一 一般的条件</p> <p>1 16 (略)</p> <p>二 電气的条件</p> <p>1 送信装置</p> <p>(一) (九) (略)</p> <p>2 受信装置</p> <p>(一) 一、五三七MHzから一、五四四・二MHzまでの五kHz間隔のいずれの周波数にも自動的に同調可能であること。</p> <p>(二) (四) (略)</p> <p>(五) パケット誤り率は、送信パケットの長さが一二八バイトのとき〇・〇八以下、四八バイトのとき〇・〇二七以下であり、次の条件に適合するものであること。</p> | <p>(同上)</p> <p>第一 (同上)</p> <p>一 一般的条件</p> <p>1 16 (略)</p> <p>二 電气的条件</p> <p>1 送信装置</p> <p>(一) (九) (略)</p> <p>2 受信装置</p> <p>(一) 一、五三〇MHzから一、五四五MHzまでの五kHz間隔のいずれの周波数にも自動的に同調可能であること。</p> <p>(二) (四) (略)</p> <p>(五) (同上)</p> |

